

原議保存期間5年未満
(平成28年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第73号
平成23年4月22日
警察庁交通局交通規制課長

東日本大震災の被災地の復旧・復興活動に係る制限外積載許可事務の取扱いについて

今後、東日本大震災の被災地の復旧・復興活動のため、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県（以下「被災地」という。）へ大型建設機械、大型建設資材等（以下「大型貨物」という。）を搬送する車両が増加し、それに伴う制限外積載許可申請の増加も予想されるところである。

こうした状況を踏まえ、東日本大震災の被災地の復旧・復興活動に係る制限外積載許可事務を迅速かつ柔軟に実施するため、当分の間、下記により取り扱うこととしたので、適切に対応されたい。

記

1 目的地が被災地である場合の優先的な処理等

制限外積載許可の申請に係る車両の目的地が被災地である場合には、優先的に処理を行うとともに、許可を行う際は許可証の迅速な交付に努めること。

2 「貨物が分割できないもの」に係る判断

制限外積載許可の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第3項により「貨物が分解できないもの」である場合に限られているが、被災地においては、分解した大型貨物を組み立てる場所、施設、熟練者等の確保が困難な場合もあることから、「分解できないもの」に該当するかどうかについては、こうした被災地の状況を踏まえて、通常であれば「分解できないもの」と認められないものであっても、柔軟な判断に努めること。

3 安全な運転を確保するための措置の実施

大型貨物に係る制限外積載許可を行うに当たっては、大型貨物の大きさ等

に応じて、運転する時間帯、積載した大型貨物の固定（緊縛）の方法や積載位置等について適切な条件を付すること。

また、目的地が被災地である制限外積載許可を行う場合には、被災地においては、道路や交通安全施設等が損壊し、未だ復旧が終了していない場所も多いことから、こうした状況を運転者に理解させた上で、安全な運転を行わせるよう指導すること。